

令和8年度新居浜高専「高専生の海外活動支援事業」申請要項

1. 事業目的

本校学生の海外での活動を支援し、将来、グローバルに活躍するエンジニアとして求められる知識・スキル・経験を豊かに伸長させる。さらに、本事業により、より多くの学生が海外活動を経験し、他の学生に好影響を与えることで、本校全体として、海外留学・海外活動の機運が醸成されることを目指す。

2. 支援概要

(1) 支援対象費用

海外活動（本校で募集している海外研修プログラム・留学等及び本校を通じて参加する国際学会等が対象。個人で留学エージェントと契約して渡航する場合等は要相談。）のために必要な費用 ※渡航費、滞在費、授業料等

※ 支援金額は、海外活動にかかる費用、予算状況及び併給する他の奨学金及び補助金（日本学生支援機構給付型奨学金（海外留学支援制度）、愛テクフォーラム（新居浜工業高等専門学校技術振興協力会）からの補助金等）の支給要件及び支給金額を踏まえ、グローバル教育センターで審議を行い、学生ごとに決定する。また、学生の海外活動にかかる所要額が支援金額を下回る見込みである場合は、所要額を超えないように支援を行う。

(2) 支援対象学生

支援対象は、本校本科及び専攻科に在籍する学生（外国人留学生を含む。）のうち、以下の要件を満たす者とする。

【支援対象要件】 ※今年度においては、成績等による支援対象要件は付さない。

- ・ 海外での活動に関して強い意欲・関心をもっていること。
- ・ 「令和8年度高専生の海外活動支援事業支援金 意向確認書兼申請書」及び「海外渡航届」に記入した渡航計画のとおり、渡航し、海外活動に参加すること。
- ・ 海外旅行保険に加入すること。
- ・ 渡航について、保護者等の同意が得られていること。
- ・ International Exchange Club に加入し、積極的に参加・協力できること。
- ・ 海外活動に向け、本校が必要と認め実施する事前指導がある場合は、これを受けるとのこと。（保護者等と一緒に受けていただく場合もある。）

(3) 支援期間

原則、令和9年3月31日に渡航が完了することを条件とする。なお、帰国日が令和9年4月1日以降となる場合は、申請書類を提出する前に余裕をもってグローバル教育センター（窓口：学生課学生・図書係）へ相談すること。

(4) 他の奨学金等との併用

本支援と他の奨学金等（学外・学内問わず）との併用について、本支援金はその奨学金等の定める支給条件に反しないことを確認した上で本支援金へ申請すること。

3. 申請方法

渡航が決定し次第、速やかに学生課学生・図書係へ申し出ること。指定された提出期限までに、以下の書類を学生課学生・図書係へ提出すること。

- ・ 令和8年度高専生の海外活動支援事業支援金 意向確認書兼申請書
※ 様式を印刷し、全て手書きするのではなく、必要事項を電子データで作成してから印刷し、「学生氏名」欄に署名をした上で提出する。

[意向確認書兼申請書様式ダウンロードはこちら](https://www.niihama-nct.ac.jp/wp-content/uploads/2026/04/2026_kaigaikatudoshien_1.xlsx)

https://www.niihama-nct.ac.jp/wp-content/uploads/2026/04/2026_kaigaikatudoshien_1.xlsx



- ・ 口座振込申出書 [口座振込申出書様式ダウンロードはこちら](https://www.niihama-nct.ac.jp/wp-content/uploads/2026/04/2026_kaigaikatudoshien_koza.xlsx)
https://www.niihama-nct.ac.jp/wp-content/uploads/2026/04/2026_kaigaikatudoshien_koza.xlsx
- ・ 通帳のコピー（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義が載っているページ）
※ これとは別に、「海外渡航届」の提出が必要となる。
※ これら以外にも、追加で必要な書類等の提出を求める場合がある。



4. 支援経費交付

支援経費の交付は、やむを得ない場合を除いて渡航前に行う。交付方法は、支援対象学生本人名義口座への振込とする（本人名義口座への振込手数料は学校負担。学生都合による返金の際に発生する振込手数料は、原則学生負担とする。）。

5. 渡航にあたってのリスク管理、安全対策

学生の渡航にあたっては、理事長裁定「独立行政法人国立高等専門学校機構本部及び各国立高等専門学校の主催事業における海外渡航及び滞在に関する実施基準」（平成28年3月31日制定）に基づき、グローバル教育センターが渡航及び帰国の判断を行うため、グローバル教育センターの指示に従うこと。なお、派遣先国・地域に、外務省海外安全ホームページの危険情報及び感染症危険情報レベル2以上が発令されている場合は、原則として渡航は中止とし、渡航中の学生については安全を確保しながらすみやかに帰国すること。

(参考)

外務省ホームページ 海外安全チャンネル・りょーあん 海外安全「虎の巻」動画編
https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/toranomaki_movie.html



外務省ホームページ たびレジ 海外安全情報配信サービス
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>



6. 海外渡航終了後

(1) 海外研修報告会

学内への海外活動の一層の奨励・促進、また学生の成長の検証を踏まえた派遣プログラムの改善等を目的として、帰国学生による報告会を開催する。本支援金を受給して渡航する場合、渡航後に報告会にて報告することが必須となる。なお、開催日については、帰国後、グローバル教育センターから案内する。

(2) 帰国後アンケートへの回答

本事業の成果の分析のため、帰国後、海外渡航の様子に関するアンケートを行うので、指定された期限までに回答すること。

(3) 高専機構広報資料等掲載用写真の提供

広報資料等への活用のため、海外渡航中の活動の様子がわかる写真を提供すること。なお、提供された写真は広報資料等へ掲載される可能性があるため、写っている人に承諾を得てから提供すること。

7. 留意事項

- ・ グローバル教育センターから支援対象要件を満たしていると認められない場合等は、申請しても支給されない可能性がある。
- ・ 具体的な支給金額は、「令和8年度高専生の海外活動支援事業支援金 意向確認書兼申請書」の内容等をもとに、グローバル教育センターで審議を行い、決定する。結果は個別に通知する。
- ・ 渡航1週間前までに「海外渡航届」を学生課学生・図書係へ提出すること。
- ・ 渡航を中止する場合は、直ちに指導（引率）教員及びグローバル教育センターへ申し出ること。また、既に本支援金の支給を受けている場合（本校における支給事務手続きが完了しており、振込を差し止められない場合を含む。）は、グローバル教育センターの指示に従い、速やかに返金すること。渡航中止の理由が学生都合による場合は、返金の際に発生する振込手数料は、原則学生負担とする。

【申請書類等提出・問合せ先】

新居浜工業高等専門学校

学生課学生・図書係

電話：0897-37-7814